

# 埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画（案）の概要

資料2

## 1 計画の根拠

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律  
第8条第1項

## 2 計画の目標

困難な問題を抱える**女性の人権が尊重され**、女性が  
安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現

## 3 計画の主なポイント

- ・ 「埼玉県男女共同参画基本計画」の下位計画
- ・ 困難な問題を抱える女性支援を総合的かつ計画的に展開する
- ・ 県が市町村、民間団体及び関係機関等と相互に連携して施策の推進に取り組む

## 4 計画の期間

令和6年度から令和8年度まで（3年間）

## 5 計画の指標

指標	現状値	目標値
困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定市町村数	—	全市町村 (R8年度末)
女性相談支援員配置市町村数	17市 (R5.4.1現在)	27市 (R8年度末)
県男女共同参画推進センター支所における自立支援講座の実施回数	—	年50回 以上
女性相談支援員などに対する資質向上研修の開催回数	—	年4回 以上

## 6 今後のスケジュール

- ・ 埼玉県男女共同参画審議会からの知事への答申（1月31日）
- ・ 県議会に報告（3月）
- ・ 計画の策定・公表（3月末）

# 困難女性支援計画(案)の施策の体系

基本目標	施策の方向性	推進項目
基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	1 女性の人権を尊重する 県民意識の醸成	(1)固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発 (2)女性に対する暴力根絶のための意識啓発 (3)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進 (4)性暴力被害防止についての教育・啓発
	2 アウトリーチなどによる 早期の把握	(1)相談窓口や活用できる施策に係る広報活動の充実 (2)SNS等を活用した相談の実施 (3)民間団体や関係機関と連携した早期の把握
	3 支援のきっかけ作りのための 居場所などの提供	(1)民間団体による居場所の提供の促進 (2)グループ相談会や各種講座などの実施
	4 相談支援の充実	(1)女性相談支援センターにおける相談支援の充実 (2)県関係機関における相談支援の充実 (3)市町村における相談支援強化への支援 (4)民間団体における相談支援強化への支援
	5 一時保護の充実	(1)多様な支援対象者の一時保護の実施 (2)一時保護委託の積極的な活用 (3)児童相談所と連携した同伴児童への支援
	6 医学的・心理学的な援助による 被害回復支援	(1)医療機関などの専門機関との連携支援 (2)被害回復を図るための心理的ケアの実施 (3)民間団体と協働した心のケアの実施
	7 日常生活の回復の支援	(1)女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援 (2)民間団体による継続的自立支援
	8 同伴児童などへの支援	(1)同伴児童に対する心理的ケアの実施 (2)児童相談所と連携した同伴児童への支援【再掲】 (3)保育・就学・学習支援 (4)市町村や関係機関と連携した同伴家族への支援

## 困難女性支援計画(案)の施策の体系(続き)

基本目標	施策の方向性	推進項目
<b>基本目標 I</b>  困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	9 支援対象者に寄り添った自立支援	(1)支援対象者の状況や希望に沿った自立支援方針及び自立支援計画の策定 (2)女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援【再掲】 (3)医療機関などの専門機関との連携支援【再掲】 (4)被害回復を図るための心理的ケアの実施【再掲】 (5)民間団体による継続的支援【再掲】 (6)住宅の確保に関する支援 (7)就業に関する支援 (8)経済的な支援
	10 地域での生活再建を支えるアフターケアの推進	(1)女性相談支援センター及び女性自立支援施設における退所後支援 (2)女性相談支援センター及び女性自立支援施設における市町村や関係機関との連携による退所後支援 (3)民間団体による継続的支援【再掲】
<b>基本目標 II</b>  困難な問題を抱える女性への支援体制の充実	1 支援の中核機関の機能強化	(1)女性相談支援センターの相談支援機能の強化・充実 (2)女性自立支援施設の支援機能の強化・充実 (3)女性相談支援員の配置促進及び資質向上 (4)女性相談支援員の連携強化
	2 民間団体と連携・協働の推進	(1)民間団体との連携強化 (2)専門的知見の活用・事業の協働実施 (3)民間団体の育成・支援
	3 関係機関と連携体制の充実	(1)県内の関係機関との連携強化 (2)支援調整会議の設置促進 (3)連携強化に向けた研修などの機会の提供